

ID: 241

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	費用の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市高齢者住宅等安心確保事業の費用徴収に関する規則 第5条		
例 規 番 号	平成4年規則第20号		
【根拠条文】 (費用の免除) 第5条 市長は、入居者が別に定める事由によるときはその費用を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日